

河合町空家等対策の推進に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）及び河合町空家等対策の推進に関する条例（令和3年12月河合町条例第25号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(情報提供等)

第3条 条例第5条第3項、第6条第2項及び第7条第2項に規定する情報提供は、口頭その他適宜の方法により行うことができるものとする。

(実態調査等)

第4条 条例第10条第2項の規定による立入調査は、立入調査実施通知書（様式第1号）により行うものとする。

2 条例第10条第3項の規定による身分を示す証明書は、立入調査員証（様式第2号）とする。

(管理不全空家等への対応)

第5条 条例第11条第1項の規定による助言又は指導は、指導書（様式第3号）により行うものとする。

2 条例第11条第2項の規定による勧告は、勧告書（様式第4号）により行うものとする。

3 条例第11条第3項の規定による命令は、命令書（様式第5号）により行うものとする。

4 条例第11条第5項の規定による弁明の機会の付与は、公表に係る事前の通知書（様式第6号）により行うものとする。

(立入調査)

第6条 法第9条第2項の規定による調査は、立入調査実施の5日前までに立入調査実施通知書（様式第7号）により通知するものとする。

2 法第9条第4項の規定による身分を示す証明書は、立入調査員証（様式第2号）とする。

(特定空家等の認定)

第7条 条例第12条第1項の規定による特定空家等の認定は、特定空家等認定通知書（様式第8号）により行うものとする。

2 特定空家等の状態が改善され、特定空家等でないと認められる場合は、特定空家等認定解

除通知書（様式第9号）により認定の解除を行うものとする。

（特定空家等への対応）

第8条 法第14条第1項の規定による助言又は指導は、指導書（様式第10号）により行うものとする。

2 法第14条第2項の規定による勧告は、勧告書（様式第11号）により行うものとする。

3 法第14条第3項の規定による命令は、命令書（様式第12号）により行うものとする。

4 法第14条第4項の規定による通知は、命令に係る事前の通知書（様式第13号）により行うものとする。また、同項による意見書の提出は、命令に係る事前の通知に対する意見書（様式第14号）により行うものとする。

5 法第14条第5項の規定による公開による意見聴取の請求は、命令に係る事前の通知に対する意見聴取請求書（様式第15号）により行うものとする。

6 法第14条第6項の規定による公開による意見聴取を行う場合は、同条第7項の規定により、期日の3日前までに、意見聴取通知書（様式第16号）により通知するものとする。

7 条例第13条第7項の規定による弁明の機会の付与は、公表に係る事前の通知書（様式第17号）により行うものとする。

（公表の方法）

第9条 条例第11条第4項及び条例第13条第6項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

（1）河合町公告式条例（昭和25年6月河合村条例第11号）第2条第2項に規定する掲示場への掲示

（2）前号のほか、町長が必要と認める方法

（代執行）

第10条 法第14条第9項の規定による措置（以下「代執行」という。）による戒告は、戒告書（様式第18号）により行うものとする。

2 代執行による通知は、代執行令書（様式第19号）により行うものとする。

3 代執行のために派遣される責任者証明は、代執行責任者証（様式第20号）とする。

4 代執行に要した費用の徴収は、速やかに代執行費用納付命令書（様式第21号）により所有者等に請求するものとする。

（略式代執行）

第11条 法第14条第10項の規定による措置のために派遣される責任者証明は、略式代執行責任者証（様式第22号）とする。

(緊急安全措置)

- 第12条 条例第14条第1項の規定による措置（以下「緊急安全措置」という。）は、緊急安全措置通知書（様式第23号）により行うものとする。
- 2 条例第14条第2項の規定による通知は、緊急安全措置報告書（様式第24号）により行うものとする。
- 3 条例第14条第3項の規定による緊急安全措置のために実施する立入については、立入実施通知書（様式第25号）により行うものとする。
- 4 条例第14条第4項の規定による緊急安全措置のために派遣される責任者証明は、緊急安全措置責任者証（様式第26号）とする。
- 5 条例第14条第5項の規定による緊急安全措置に要した費用の徴収は、速やかに緊急安全措置費用納付命令書（様式第27号）により所有者等に請求するものとする。

(過料等)

- 第13条 条例第19条第1項に規定する過料については、速やかに過料納付命令書（様式第28号）により所有者等に請求するものとする。
- 2 条例第19条第2項の規定による弁明の機会の付与は、過料に係る事前の通知書（様式第29号）により行うものとする。

(その他)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、令和4年2月1日から施行する。